

総社市教育委員会告示第4号

総社市保育士支援金支給要綱（平成29年総社市教育委員会告示第8号）の一部を次のように改正する。

平成30年3月22日

総社市教育委員会教育長 山中 栄 輔

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義) 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 保育士等 保育所等に勤務する者をいう。ただし、当該施設の経営に携わる法人の役員は除く。</p> <p>(3) 略</p>	<p>(定義) 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 保育士等 保育所等に勤務する者をいう。ただし、当該施設の経営に携わる法人の役員<u>及び施設長等</u>は除く。</p> <p>(3) 略</p>

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。